

## 推奨方針のご案内

当社は、お客様から特段のお申し出がない場合は、以下の①・②の理由により、取扱保険会社の中から予め選定した商品をお客様に推奨させていただいております。当社は、当社が「保険会社とお客様との間で中立である」とお客様に誤解されないように「公平・中立」との表示・説明は行いません。

- ① 当社は『まさかの時だけでなく、まさかが起こらないように、世界中の知見と最先端テクノロジーを駆使して、あなたをリスクから守っていく。』という事業コンセプトを掲げるAIG損害保険に賛同し、初めにご案内させて頂いております。  
※ 参照 URL : <https://www-510.aig.co.jp/activecare/>
- ② 生命保険・医療保険の分野では、お客様のご意向に基づき、取扱保険会社の中で保障分野ごとに弊社が推奨する原則3社（別紙）のプランをご案内させていただきます。

## 【 生命保険・医療保険・ガン保険 等の第一・第三分野の保険商品 】

事業リスク	生命保険会社7社 ・ 損害保険5社
家計リスク	

## 【 自動車保険・火災保険・賠償保険 等の第二分野の保険商品 】

事業リスク	AIG損害保険 ・ その他取扱い損害保険会社
家計リスク	

上記以外の保険商品をご希望の場合は、担当者にお伝えください。  
お客様のご意向に沿ったご提案をさせていただきます。

履行保証保険については、お客様の与信枠の範囲でご提案させていただきます。

契約更新の際はお客様の意向に基づき、原則として現契約保険会社での契約更新をご案内させていただきます。

当社は以下に該当する場合に限り、例外的対応を行います。

※例外的対応の場合も比較説明のため、推奨保険会社のプランもご案内・ご説明致します。

【 お客様が推奨保険会社以外の保険商品のご提案を希望される場合 】

当社が取扱う保険会社の保険商品の中から、お客様の意向に沿った比較可能な保険商品（お客様の意向に基づき、保険の種別や補償（保障）内容等の保険商品の特性等により、保険商品の絞り込みを行った場合には、絞り込み後の保険商品）の概要（各保険商品案内パンフレットにおける保険商品概要ページや、保険会社所定の概要明示資料）を明示し、お客様の求めに応じて保険商品内容をご説明致します。そして、特定の保険商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨理由を分かり易くご説明致します。

【 お客様が特定の保険会社の保険商品を指名してご提案を希望される場合 】

お客様の意向を最優先して、当該保険会社の保険商品の概要をご説明致します。尚、お客様が特定の保険会社の保険商品を指名して提案を希望される場合であっても、意向把握を省略することなく、お客様が何故、当該保険商品を希望されるのか、保険商品の内容や特性を理解されているのか等についてご確認させていただきます。

【 損害保険分野での更改契約に該当される場合 】

満期更改時のご提案にあたっては原則引き続き既契約と同一の保険商品をご案内致します。但し、既契約商品の販売停止や、お客様に不利益となる保険商品改定による明らかな他の取扱保険会社の同一商品に対する劣等性が認められる場合、また他の取扱保険会社による同一保険商品の販売や商品改定時による明らかな優位性が認められた場合等は、お客様から改めてそのご意向をお伺いし、ご意向に沿った商品の提案に努めます。

【 お客様への不利益・有益判断等によるご提案の場合 】

保険募集人がお客様の環境、条件等から保険商品特性や保険会社の引受規定・医的審査基準が原因でお客様の不利益に繋がると判断した場合、またお客様の安心な生活や企業経営のために有益であると判断した場合等、推奨保険会社に関わらず、例外的に取扱保険会社の範囲内で可能性のある保険会社の商品を推奨商品としてご説明させて頂く場合があります。ご説明の際は当該保険会社の商品と選定理由をご説明致します。

【 新商品のご提案を希望される場合 】

お客様への情報提供義務の観点から、発売から1年以内の新商品については、当社の推奨保険会社の推奨商品以外であっても、お客様の意向に合わせて商品をご提案致します。

【 団体扱い・集団扱いの保険会社が指定されている場合 】

お客様が加入している団体扱い・集団扱い制度契約で、当該団体・集団で取扱いのできる保険会社が指定されている場合は推奨保険会社に関わらず、団体扱い・集団扱いの制度割引が適応となる当該保険会社の商品と選定理由をご説明の上ご提案致します。

【 履行保証保険のご提案を希望される場合 】

履行保証保険の取扱いについては、お客様に迅速に履行保証証券をお届けする必要性に鑑み、与信枠設定済みの損害保険会社の商品をご提案致します。

【 他の保険代理店との共同募集の場合 】

当社の推奨保険会社が、共同募集先保険代理店の取扱生命保険会社ではない場合は、当該推奨保険会社を除外して推奨致します。また、当社の推奨保険会社以外の商品をお客様が希望される場合は、共同募集先保険代理店と当社が取扱可能な生命保険会社の商品のご提案に努めます。